

組合 NEWS

Faculty and Staff Union of Kanazawa University
金沢大学教職員組合執行委員会
金沢市角間町
Tel.076-262-6009 (FAX同じ) / 角間内線2105
E-mail: kanazawa@ku-union.org
ホームページ: http://www.ku-union.org/

2013年7月10日
通巻 1200 号

この号の内容

- 5年雇い止め問題

非常勤職員の《5年雇い止め問題》

有期契約問題に関する説明会と相談会を開催します

改正労働契約法と有期労働契約／金沢大学の対応
教職員組合の取り組みについて

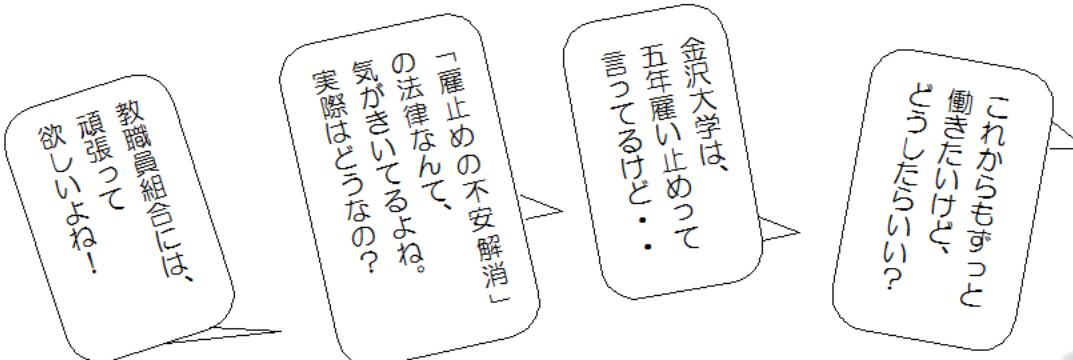
日時 7月19日(金) 12:10~
場所 角間組合事務所

どなたでも
参加できます
お気軽にご参加ください。

組合への加入を強制する
ものではありません。

- 参加される方は組合事務所までご連絡下さい。(当日参加も歓迎いたしますが、準備の関係から事前にご連絡いただければ助かります。)
- 組合員でない方の参加も歓迎します。是非まわりの方へお声をかけて下さい。

*軽食を準備いたします。



有期雇用契約で働いている人の
『雇い止め不安の解消を目的』に、
今年の4月1日より
改正労働契約法が施行されました。

法改正の最大の特徴は、雇い止め不安を解消するために、無期労働契約への転換(有期契約が5年を超えて反復更新された場合には、無期労働契約に転換できるルール)が、盛り込まれたことです。

しかし、逆に法を悪用して『5年雇い止め』が横行する可能性が指摘されていました。

金沢大学でも、原則として任期を最大で5年に設定することで、無期労働契約への転換が不可能な制度に変更されました。例えば、これまでは更新の上限がなかったパートタイム職員の場合、4月以降採用者については雇用の上限が5年とされ、大幅な改悪になりました。これは、明らかに労働契約法の趣旨から逸脱する行為です。

そこで今回、非常勤職員の方の不安を少しでも解消するため、金沢大学の有期労働契約をめぐる問題に関して、説明会を開催します。疑問や不安、何でもお答えします。お気軽にお越しください。また、個別に質問のある方については、別途相談にも応じます。

*ご参加が難しい場合、資料のみお渡しする」とも出来ますのでお申し出ください。

組合は5年雇い止めの撤回、無期労働契約への転換を求めています。

愛せない 5年先には サヨナラじゃ

金沢大学の対応は

有期労働契約の場合の
雇用可能年数は、
**原則として
5年の範囲内**



原則として…？ それで私の場合はどうなるのかしら。
組合に相談してみよう！

金沢大学では約3700人の教職員が働いていますが、非常勤職員や任期付き常勤職員など、雇用に期限を定めて（有期労働契約）働いている教職員が相当数います。任期付き教員、特任教員、非常勤職員（フルタイム、パートタイム）、非常勤講師・・・など、職名や労働条件は様々ですが、共通点は有期雇用である点です。

法改正の目的は、有期労働契約から無期契約への転換を促し、雇い止め不安を解消することになりました。しかし金沢大学は、無期労働契約に転換させないために、任期を最大で5年に設定しました。

3/31以前から働いている有期雇用職員（非常勤職員等）については、無期雇用への転換が可能となったのは好ましいことです。しかし、4月以降に働き始めた場合に

●パートタイム職員等、これまで最長雇用可能年数の定めのなかった職種については、5年が上限。

●3月31日以前に雇用されている者で、5年を超えて雇用されることに対する期待権が発生している者については、本人からの申込で無期契約に転換。

●真にやむを得ない場合は、5年経過後無期契約に転換することを例外として可とする場合もある。

●任期付教員の一部等、最長雇用可能年数の定めが5年を超えているものについては、5年の範囲内で改めて定めるか、再任を可とする場合には無期転換。

*過半数代表者等への説明の際に配付された資料より。

については、パートタイム職員等これまで更新回数に上限がなかった職種に、5年の上限が設けられました。これは、明らかに労働契約法の趣旨から逸脱しています。

常勤職員が減り、パートタイム職員を含む非常勤職員が基幹的業務を担っている金沢大学の現状において、今回の大学の対応は現場に大きな混乱をもたらす可能性があり早急に見直されるべきです。

また、この問題は、有期雇用職員だけの問題ではありません。非常勤職員が5年毎に入れ替わることは、常勤教職員にも大きな負担を強いるものとなります。関心ある常勤教職員のみなさん、是非説明会にご参加ください。

お気軽にご参加ください。疑問や不安についてなんでもお答えします。

徳島大学では、組合の実施したアンケートで、正規職員の約80%が「有期雇用職員の雇用期限は不都合」と回答し、約1000人の有期雇用職員に無期雇用の道が開かれました。

職種別の具体的な対応

<教員系>

職種	現状	改正後
常勤教員（任期無）	<ul style="list-style-type: none"> 5年を超える任期を設定している部局 医薬保健研究域保健学系・・・① 教授10年 准教授・講師7年 (助教5年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状維持
常勤教員（任期付）	<ul style="list-style-type: none"> 5年以内の任期を設定している部局 人間社会研究域・・・② 理工研究域附属研究センター・・・③ 医薬保健研究域医学系・・・③ 〃 薬学系・・・④ 附属病院・・・③ がん進展制御研究所・・・⑤ 学際科学実験センター・・・④ 外国語教育研究センター・・・② 	<ul style="list-style-type: none"> ①医薬保健研究域保健学系 検討中 ②人間社会研究域及び外国語教育研究センターの旧外国人教師特別枠 任期を5年とし、審査により任期満了又は任期無教員へ転換 ③理工研究域附属研究センター助教 医薬保健研究域医学系及び附属病院助教 現状維持（5年任期再任可） ④医薬保健研究域薬学系国際薬科学教室 学際科学実験センター助教 現状維持（5年任期再任なし） ⑤がん進展制御研究所 助教の一部に適用されていた再任1回限りの制限を廃止し、他の職種と統一（5年任期再任可）
特任教員	<ul style="list-style-type: none"> 雇用期間5年以内（在職期間をすべて通算） 育児休業等期間は雇用期間から除く 寄附講座等教員は特例有 (雇用期間、定年とも講座等設置期間を限度とする) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続く雇用期間5年以内 ・育児休業等期間は雇用期間に含める ・寄附講座等教員の特例を廃止
テニュア・トラック教員	<ul style="list-style-type: none"> テニュア・トラック期間5年以内 テニュア審査の結果、テニュア獲得、退職又は3年限度で延長 	<ul style="list-style-type: none"> ・テニュア・トラック期間5年以内 ・3年延長を廃止
医員	<ul style="list-style-type: none"> 年度毎の任期で更新回数に上限を設けない 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状維持
T A, R A	<ul style="list-style-type: none"> 委嘱 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状維持
非常勤講師	<ul style="list-style-type: none"> 委嘱 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状維持 ただし、附属学校の一部は雇用とする方向で今後検討（週20h程度勤務者）

<医療系・事務系・技術系>

職種	現状	改正後
教員系以外の常勤職員 (事務、技術、看護)	<ul style="list-style-type: none"> 任期無 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状維持
任期付医療系職員 (検査技師等)	<ul style="list-style-type: none"> 3年任期・2回更新（最長9年） 	<ul style="list-style-type: none"> 3年任期・1回更新（最長5年） <p>すでに最長9年として雇用している職員は申し出があれば、無期転換可</p>
任期付医療系職員 (薬剤師)	<ul style="list-style-type: none"> 5年任期・1回更新（最長9年） 	<ul style="list-style-type: none"> 5年任期、更新なし
非常勤（パート）職員	<ul style="list-style-type: none"> 年度毎の任期で更新回数に上限を設けない 	<ul style="list-style-type: none"> H25年4月1日以降採用者は、3年又は5年の上限を設け、無期転換を抑制
非常勤（フルタイム）職員	<ul style="list-style-type: none"> 3年以内（薬剤師5年以内、外部資金は事業継続期間内） 	<ul style="list-style-type: none"> すでに雇用している職員は現状通りとし、申出があれば無期転換 医療系（薬剤師）は5年以内
産休・育休代替職員	<ul style="list-style-type: none"> 複数名の産休・育休者の代替として、雇用が長期化することがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状維持

教研集会のご案内

改正労働契約法と5年雇い止め問題

徳島大学教職員労働組合の取り組み

組合交渉で大学に5年雇い止めを撤回させた徳島大職組のお話を伺います。徳島大学では、非常勤講師、事務職員、病院パート職員など1000人に無期雇用の道が開けました。

どなたでも
参加できます
お気軽にご参加ください。

日時 8月2日(金) 17:30~19:30

場所 総合メディア基盤センター B203プレゼンテーション室

1. 徳島大学 教職員労働組合

書記長 山口 裕之 氏

「徳島大学教職員労働組合の取り組み」

2. 金沢大学 教職員組合 副委員長 岩崎 宏

「金沢大学の現状と今後の取り組み」



皆さんのご意見を是非お聞かせください。
組合は5年雇い止めの撤回を求めてきましたが、大学はこれに応じていません。
今回の集会では、徳島大職組の取り組みを紹介いただき、私たちの今後の活動に生かしたいと思っています。非常勤職員の方、常勤職員の方、組合員の方に限らず、多くの方の参加をお待ちしています。

一方、金沢大学は、原則として任期を最大で5年に設定することで、無期労働契約への転換を不可としました。例えばこれまで更新の上限がなかったパートタイム職員が、4月以降採用の場合は5年上限となるなど、大幅な改悪となります。

組合は5年雇い止めの撤回を求めてきましたが、大学はこれに応じていません。
今回の集会では、徳島大職組の取り組みを紹介いただき、私たちの今後の活動に生かしたいと思っています。非常勤職員の方、常勤職員の方、組合員の方に限らず、多くの方の参加をお待ちしています。

法改正の最大の特徴は、雇い止め不安を解消するために、無期労働契約へ転換（有期契約が5年を超えて反復更新された場合には、無期労働契約に転換できるルール）が、盛り込まれたことです。

しかし、逆に法を悪用して『5年雇い止め』が横行する可能性が指摘されていました。

徳島大学でも法改正の趣旨に反し、昨年十二月に大学が「原則5年で雇い止め」を提案しました。これに対して徳島大職組は、職員を対象に行つたアンケート等とともに大学と交渉を重ねた結果、大学は更新5年上限を撤回しました。これにより、非常勤講師、事務職員、病院パートタイム職員など1000人に無期雇用の道が開けました。

法改正の最大の特徴は、雇い止め不安を解消するために、無期労働契約へ転換（有期契約が5年を超えて反復更新された場合には、無期労働契約に転換できるルール）が、盛り込まれたことです。

今年の4月1日より改正労働契約法が施行されました。

当日参加も大歓迎ですが、準備の関係から事前に組合事務所までお申し込みいただければ助かります。
組合員でない方の参加も歓迎します。是非、まわりの方へもお声をかけて下さい。

- * お弁当を用意します
- * 参加を希望される方は、組合事務所までご連絡ください（当日参加も大歓迎ですが、準備の関係から事前にご連絡いただけますと助かります）

金沢大学教職員組合

金沢市角間町 TEL 076-262-6009 (FAX同じ) 内線 (角間) 2105
E-mail kanazawa@ku-union.org HP <http://www.ku-union.org/>

